

第8次鳥取県保健医療計画の概要・中間見直しについて

【保健医療計画の概要】

- 医療計画は、医療法第30条の4第1項に基づき、国が定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために都道府県が策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間(医療計画(抜粋))

- 1 この計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。
- 2 在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には計画を変更します。このほか、計画期間内であっても、保健医療を取り巻く社会環境の変化等により必要があると認めるときは、計画を見直します。



2026(令和8)年は、第8次鳥取県保健医療計画の3年目にあたることから、中間見直しを実施。

【鳥取県】第8次保健医療計画の見直しスケジュール(案)

令和8年4月30日
医療政策担当者会議資料
一部加筆

【見直しの方向性(案)】

- 新たな地域医療構想は、医療計画の上位概念として位置付けられている。
- 本県では、令和8年度から新たな地域医療構想の策定作業を開始し、令和9年度中の策定を目指している。
- 第8次鳥取県保健医療計画のうち圏域版の見直しについては、主に時点更新や新たな課題、見直し等、必要な修正を行うこととする。

時期	鳥取県	東部圏域
令和8年5月～	○疾病・事業等ごとの進捗確認、見直しの検討	○進捗確認、見直しの検討 ○地域保健医療協議会(第1回) 概要説明
8月	○医療審議会、地域医療対策協議会(第1回)計画見直しの考え方、主な見直し項目	
9月	○計画見直し素案の作成	○計画見直し素案の作成
10月	○医療審議会、地域医療対策協議会(第2回)計画素案の審議	○地域保健医療協議会(第2回) 素案の審議
11月	○計画見直し案の作成	○計画見直し案の作成
12月	○医療審議会、地域医療対策協議会(第3回)計画案(パブコメ前)の審議	○計画見直し案を県に提出
令和9年1月～	○パブリックコメント、関係団体・自治体等への意見照会の実施	(県パブリックコメント)
3月	○医療審議会、地域医療対策協議会(第4回)・計画案(パブコメ後)の審議	○地域保健医療協議会(第3回) 報告
令和9年4月	○第8次鳥取県保健医療計画(一部改定)施行	

- 第1章 計画に関する基本的事項 趣旨、基本方針、計画期間等
- 第2章 鳥取県の現状 人口、人口動態、受療の動向 等
- 第3章 保健医療圏・基準病床数 保健医療圏の設定、基準病床数
- 第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

疾病又は事業別対策

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (5疾病) | (7事業) |
| ・がん対策 | ・小児医療(小児救急含む) |
| ・脳卒中对策 | ・周産期医療 |
| ・心筋梗塞等の
心血管疾患対策 | ・救急医療 |
| ・糖尿病対策 | ・災害医療 |
| ・精神疾患対策 | ・へき地医療 |
| | ・新興感染症発生・蔓延時における医療 |
| | ・在宅医療 |

医療従事者の確保と資質の向上

医師(医師確保計画)、歯科医療従事者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)、看護職員(看護師・准看護師・助産師・保健師)、薬剤師(薬剤師確保計画)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士 等

課題別対策

医療安全対策、結核・感染症対策、肝炎対策、臓器等移植対策、慢性腎臓病(CKD)対策と透析医療、難病対策、アレルギー疾患対策、歯科保健医療対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品等の適正使用、医療に関する情報化 等

- 第5章 地域医療構想(別冊)
- 第6章 外来医療提供体制に係る医療提供体制の確保
- 第7章 健康づくり(健康づくり文化創造プラン)
- 第8章 医療費適正化(医療費適正化計画)
- 第9章 地域保健医療計画 東部保健医療圏地域保健医療計画、中部保健医療圏地域保健医療計画
西部保健医療圏地域保健医療計画

鳥取県医療審議会

【構成】

学識経験者：鳥大学長、短大教授、団体役員等
医療提供者：医師会・病院協会等の役員
医療受療者：町村会、福祉関係団体の役員等

鳥取県保健医療計画

鳥取県医療政策課

- ・がん対策推進計画
- ・介護支援計画
- ・医療費適正化計画
- ・障害福祉計画 等

各地域保健医療計画

鳥取市保健所
総合事務所
(倉吉保健所、米子保健所)

○鳥取県地域医療対策協議会

【構成】

県医師会、各地区医師会、大学病院、病院協会、町村会等
・医師確保、医療従事者確保

○既存会議等活用(必要に応じて専門家等)に意見聴取

- ・がん[がん対策推進県民会議]
 - ・脳卒中[健康対策協議会(循環器対策等部会)]
 - ・心筋梗塞等の心血管疾患[同上]
 - ・糖尿病[健康づくり文化創造推進県民会議]
 - ・小児医療(救急)[鳥取県小児科医会]
 - ・周産期医療[周産期医療協議会]
 - ・救急医療[救急搬送高度化推進協議会] など
- ※[]内は意見聴取が想定される主な会議

○地域保健医療協議会

【構成】

各圏域内関係者・団体、医師会、病院協会、診療所、福祉・介護関係、広域消防等
・各部会：
機能分担、役割分担、連携体制、救急・災害医療、へき地医療 等